建設工事の積算疑義申立手続について

多賀町役場企画課

令和8年1月1日以降に本町が行う建設工事の入札案件は、入札の透明性・公正性を確保するため、落札を決定する前に積算内訳書の公表・閲覧と設計に関する積算疑義の申立てを受け付けるよう改正することとします。

1 積算疑義申立てを受け付ける対象案件および対象者

対象案件	企画課で執行する建設工事の電子入札案件とし、土木一式工事、舗装工事、水道施設工事、造園工事の工種を対象とします。ただし、不調または中止とした案件は、対象としません。
対象者	当該入札工事案件に入札書を提出した者（以下「応札者」といいます。）を対象者とします。

2 積算疑義申立ての期間について

申立期間	開札日の翌日から起算して3日後の正午まで。ただし、当該期間のうちに土曜日・日曜日および祝祭日ならびに年末年始の日がある場合は、当該休日の日数は、当該期間に算入しない。
申立時間	1日目および2日目は午前9時から午後5時まで、3日目は午前9時から正午まで

3 落札保留方法について

落札保留の内容	・落札者の決定は、疑義申立てにより入札が無効となる場合があるため、開札後、直ちに落札決定を行わずに、回答手続きが完了するまでの間、落札保留とします。 ・予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の入札価格のうち一番低い額である者を落札候補者とします（2者以上ある場合は、くじにより決定します。）。

※開札後、当日中に入札経過の公表を、また開札日の翌日午前9時に積算内訳書の閲覧を開始します。

4 積算疑義申立ての対象となる事項について

該当	積算内訳書を確認しないと疑義を判明することができない事項
非該当	・積算疑義申立ての対象となる建設工事が特定できないもの ・公表された設計図書等で確認できるもの ・積算疑義の内容が、単価が合わない、複数想定できるなど積算上の不確定な要素で、入札公告における質問回答受付期間中に質問を行い確認すべきものであるもの ・積算疑義の内容が具体的でないもの、その他積算疑義の内容が特定できないもの ・積算疑義申立ての期間後に提出されたもの ・入札参加者以外の者から提出されたもの ・その他、当該入札に直接関係ないもの

5 積算内訳書等の確認方法について

応札者は、積算疑義申立ての期間に閲覧できます。

確認先	・工事発注担当課窓口において、積算内訳書の閲覧ができます。
確認方法	・閲覧をしていただくには、「積算内訳書閲覧請求書」の提出が必要です。閲覧時に持参していただき、当該請求者が閲覧できるか確認したうえで、閲覧ができます。 ・閲覧用の積算内訳書は一冊のため、順番をお待ちいただく場合があります。
金額入り設計書等の複写	・メモおよびデジカメ等の電子機器による複写はできますが、積算内訳書の持ち出しおよびコピーはできません。

6 積算疑義の申立てについて

積算内訳書の閲覧後に、設計に関しての疑義を申し立てるときは、次の手続を行ってください。申立てができるのは、当該工事の設計図書等の閲覧を請求した者に限ります。

手続先	・入札案件の工事発注担当課
提出書類	・「疑義申立書」および積算疑義に関する具体的な資料等

※「設計書に明示または質問・回答に記載されている事項」、「入札前に質問できた事項（例：設計書等と図面の数量の差異）」、「自分が想定した価格と合わない」等は疑義の対象としません。

7 積算疑義の申立てがされなかった場合について

積算疑義の申立てがされなかった場合は、積算疑義申立ての期間の最終日の翌日に、落札候補者を落札者として落札決定通知書を通知します。

8 積算疑義の申立てがあった場合について

積算疑義の申立てがあった場合における設計書等の調査を行った後の手続は、下表の(1)および(2)のとおりとします。積算疑義の申立者へは、「疑義申立回答書」により、積算疑義申立てがあった日の翌日から起算して3日以内（ただし、その日が土曜日、日曜日、祝日、年末年始の日にあたるときは、その翌日）に回答を予定しています。

(1)設計書に誤りがなかった場合 ・積算疑義申立者に回答した後、落札候補者に落札決定通知書を通知します。
(2)設計に誤りがあった場合で無効となる場合 下記のいずれかの場合、入札は無効とします。疑義申立者に回答した後、応札者に設計の誤りの内容および入札を無効とする旨を通知します。 (ｱ)設計の誤りが原因で落札候補者に変更が生じる場合 (ｲ)落札候補者に変更は生じず、設計額と設計誤り補正後の額との差額がわずかでない場合（おおむね設計額の5%を超える場合） (ｳ)落札候補者に変更は生じず、設計額と設計誤り補正後の額との差額がわずかであり（おおむね設計額の5%以内の場合）、落札候補者が契約を望まない場合

（2）設計に誤りがあった場合で有効とする場合

落札候補者に変更が生じず、設計額と設計誤り補正後の額との差額がわずかであり（おおむね設計額の5%以内の場合）、落札候補者が契約を望む場合、入札は有効とします。積算疑義申立者に回答した後、落札決定通知書を通知します。この場合においては、原則として契約は落札金額で締結し、速やかに設計誤り補正後の額に落札率を乗じて得た額で変更契約を締結します。

9　積算疑義の申立てにより不調とした案件の取扱について

（1）設計の見直し

　積算疑義の申立てにより不調とした案件は、設計の見直しを実施後、内容を一部変更して改めて入札を執行します。

（2）入札の方法

　再度入札する場合、入札公告の参加資格要件または指名業者選定について、「不調とした当該競争入札に入札書を提出した者であること」とします。

　ただし、この要件としたときに、入札の競争性・公正性が損なわれて不適当であるほか、本町の業務に支障をきたすと認められるときは、新たに入札参加資格要件を設定し執行します。

10　その他

　入札への積算疑義申立ての内容および調査の結果、この対応では公正妥当な事後処理とならない場合は、当該積算疑義の内容等を踏まえて適切に対応します。